

平成31年度田子町若者定住・移住促進住宅料助成金支給事業交付要綱

平成31年4月1日

訓令第 3 号

(目的)

第1条 この要綱は、田子町の定住人口の増加を図るとともに地域の活性化に資するため、予算の範囲内において、若者定住・移住者が賃貸用住宅に入居する場合に賃料の一部を助成することについて、田子町補助金等の交付に関する規則(昭和45年田子町規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 賃貸用住宅 田子町内の一戸建て又はアパートを含む集合住宅のうち賃貸の用に供する目的の住宅で、住宅又は店舗等の一部を部屋貸しするものを含む。
- (2) 若者定住者 次に掲げるいずれかの条件を満たす者
 - ア 賃貸用住宅に転居(新たに賃貸借契約を行い引き続き居住する者を含む。)し住民登録を行った日を基準に満40才未満の田子町在住者で、就業等により引き続き田子町に居住するため賃貸用住宅に居住している者。
 - イ 賃貸用住宅に転居(新たに賃貸借契約を行い引き続き居住する者を含む。)し住民登録を行った日を基準に満50才未満の田子町在住者で、婚姻の日から2年以内に賃貸用住宅に転居し、婚姻した両者ともに住民登録を行い居住している者。
 - ウ 賃貸用住宅に転居し住民登録を行った日を基準に満50才未満の田子町在住者で、高校生までの子ども又は養護学校、施設等に入所の子どもを扶養し、賃貸用住宅に転居し子どもと共に住民登録を行い居住している者。
 - エ その他諸般の事情を勘案し町長が定住者と認め、賃貸用住宅に転居し住民登録を行い居住している者。
- (3) 移住者 次に掲げるいずれかの条件を満たす者
 - ア 平成30年4月1日以降に田子町に転入し、転入後6ヶ月以内に賃貸用住宅に住民登録を行い居住している者。
 - イ その他諸般の事情を勘案し町長が移住者と認め、賃貸用住宅に住民登録を行い居住している者。
- (4) 賃料の滞納 賃貸用住宅の賃貸借契約に定める賃料等の支払日に賃料等を支払わないことをいい、定められた支払日以降に賃料等を支払った場合を含む。
なお、賃料には管理費その他の費用は含まない。

(助成金の交付対象者)

第3条 この要綱による助成金の交付対象者は、平成31年4月1日以降平成32年3月31日ま

でに賃貸用住宅に転居(新たに賃貸借契約を行い引き続き居住する者を含む。)し、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 申請人が若者定住者又は移住者であって、かつ、助成の対象となる賃貸用住宅の賃貸借契約に係る賃借人であること。
 - (2) 対象となる賃貸用住宅に継続的な居住の実態があること。
 - (3) 田子町に継続して定住する意思がある者であること。
 - (3) 申請人及び子どもを除く同居人(分離世帯等の者も含む。以下同じ。)全てが田子町の全ての公租公課を滞納していないこと。
 - (4) 申請人及び同居人全ての扶養の状況及び公租公課の納付情報を調査することに同意できること。
 - (5) 申請人及び同居人全てが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
 - (6) 定住者・移住者として、町や関係団体が実施する定住・移住を推進する事業、定住・移住者同士の交流及び定住・移住者に対する調査等に協力できること。
- 3 申請人及び同居人のいずれかが公務員(国家公務員及び地方公務員における特別職、一般職)の正規職員である場合は、助成金の交付対象者としなない。ただし、非常勤公務員、臨時的任用職員、任期付採用職員及び週勤務時間20時間未満等の非正規公務員は除く。
- 4 助成の対象となる賃貸用住宅の賃貸借契約において、貸主と申請人である借主及び同居する全世帯員が配偶者(事実婚を含む)、3親等以内の血族、姻族の関係に当たる場合は、助成金の交付対象者としなない。
- 5 申請人、申請人の配偶者及び同居する全世帯人のいずれかが、田子町若者定住促進住宅等入居支援事業助成金交付要綱(平成23年1月31日訓令第1号)、田子町若者定住・移住促進住宅料助成金支給事業交付要綱(平成28年4月1日訓令第7号)、平成29年度田子町若者定住・移住促進住宅料助成金支給事業交付要綱(平成29年4月1日訓令第4号)、平成30年度田子町若者定住・移住促進住宅料助成金支給事業交付要綱(平成30年4月1日訓令第4号)及びこの要綱による助成金を以前に交付されたことがある場合は、助成金の交付対象者としなない。

(助成金の額)

第4条 町長は、助成対象者から助成金の交付申請があった場合、次の各号により助成するものとする。

- (1) 賃貸用住宅の賃貸借契約に定める当該月の賃料を支払った場合(前払いも含む)、月額2万円。ただし、賃貸用住宅の賃貸借契約に係る月額賃料が2万円を下回る場合は、当該賃料の額とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、平成31年4月1日以降に新たに田子町が提供する若者定住促進住宅に入居した者又は同日以降に契約の更新を行った者については、月額1万円とする。
- (3) 4ヶ月以上賃料を滞納した場合、その間に係る賃料について助成は行わない。賃料の滞納をその後完了、完済しても同様とする。
- (4) 賃料に管理費、駐車場代、町内会費その他の会費等が含まれその金額が明示されている場合はその金額、その他更新に係る手数料、敷金、礼金、更新料等は賃料としなない。

- 2 月の途中での入居や退去の場合で、1ヶ月に満たない期間の賃料については助成は行わない。

(助成金の交付期間)

- 第5条 助成金を交付する対象期間は、認定の通知日の属する月から起算して3年間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、申請者が第2条第1項第2号アに該当する者にあつては40歳に達する日の属する前月まで、第2条第1項第2号イ、ウ及びエに該当する者にあつては50歳に達する日の属する前月までを助成金を交付する対象期間とする。
 - 3 第3条に規定する交付対象者の要件を欠いたときは、その時点の属する月の前月までをもって交付対象から除外する。

(認定申請)

- 第6条 助成金の交付を受けようとする者は、賃貸用住宅の入居契約を行った後6ヶ月以内に田子町若者定住・移住促進住宅料助成金支給事業助成認定申請書(様式第1号)に当該賃貸用住宅に係る賃貸借契約書の写し、住民票謄本及び子どもを除く同居人全ての田子町の税の完納証明書(様式第2号)を添付して町長に提出しなければならない。この場合申請を行う者は、賃貸用住宅の賃貸借契約に係る賃借人とする。
- 2 申請人が第2条第1項第2号イに該当して申請する場合は、戸籍謄本等婚姻の状況、婚姻の日が明示された書類を添付しなければならない。
 - 3 申請人が第2条第1項第2号ウに該当して申請する場合は、源泉徴収票の写し等子どもの扶養の状況が明示された書類を添付しなければならない。

(助成決定の認定)

- 第7条 町長は、前条の規定による認定申請書の提出があつたときは、内容を審査し、助成対象に適合していると認められたときは、これを認定し、認定の期間及び助成金内示額等を明記した田子町若者定住・移住促進住宅料助成金支給事業助成認定書(様式第3号)を、適合しない場合は、田子町若者定住・移住促進住宅料助成金支給事業否認認定通知書(様式第4号)を当該申請者に交付するものとする。

(助成金の請求)

- 第8条 前条第1項の規定による認定決定の通知を受けた者(「認定者」という。以下同じ)は、毎月賃料を支払った後すみやかに、当該月及び金額が明示された領収書の写し、または貸し主からの受領証明書(様式第8号)を添えて田子町若者定住・移住促進住宅料助成金支給事業助成金請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。この場合において、金融機関への口座振込等によって賃料を支払ったときも、賃貸借契約書における貸し主からの領収書、または貸し主からの受領証明書(様式第8号)の写しを添えなくてはならない。
- 2 毎年6月以降の初めとなる助成金の請求日においては、認定者及び子どもを除く同居人全ての田子町の税の完納証明書(様式第2号)を添付しなければならない。
 - 3 第1項に規定する請求書の提出期限は、当該賃貸借契約書に記された賃料の支払期日から起算して4ヶ月以内とし、それ以降に提出された場合は受理しない。
 - 4 認定者が前払いで賃料を支払った場合は、その賃料について予算の範囲内で助成ができるものとする。
 - 5 認定者及び同居する全世帯員が毎年6月以降の初めとなる助成金の請求日において田子

町の公租公課を滞納している場合は、第1項に規定する請求を受理しない。ただし、滞納が解消された場合は前3項の規定を準用して受理することができるものとする。

(助成金の交付方法)

第9条 第4条に規定する助成金の交付は、田子町若者定住・移住促進住宅料助成金支給事業助成金請求書を受理し審査を終了してから40日以内に行うものとする。

(認定内容の変更)

第10条 認定者が、当該賃貸用住宅の賃貸契約を更新したとき又は契約内容の変更したときは、契約を更新又は変更をした日から1ヶ月以内に田子町若者定住・移住促進住宅料助成金支給事業助成認定変更申請書(様式第6号)を提出しなければならない。変更認定は第6条の規定を準用する。

2 認定者が転居し、転居後に新たに賃貸用住宅に入居する場合は、第3条第5項の規定を適用せず、第3条から第9条の規定に基づき新たに申請等を行うものとし、この場合において第5条第1項に規定する対象期間は、前に認定された期間とする。

3 前項の規定に基づかず賃貸用住宅を退去をした場合は、退去後30日以内に退去理由を明示した賃貸用住宅退去届(様式第7号)を提出しなければならない。この場合において、退去した日の属する月の前月をもって第5条第1項に規定する交付対象期間を終了する。

(助成金の返還)

第11条 町長は、認定者が、虚偽等により不当に助成金の交付を受けた場合は、助成金の全額の返還を命ずることができるものとする。

2 第8条第3項の規定により前払い分の賃料について助成金を交付した後に認定者が当該賃貸用住宅を退去又は転居した場合は、退去又は転居した日の属する月以降の賃料に対する助成金を返還しなければならない。

(他の助成等との重複交付)

第12条 本要綱による支援事業助成金の交付については、他の移住、定住促進対策、子育て支援対策、就労支援対策等の助成金等との重複交付を妨げないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるところによる。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

2 田子町若者定住促進住宅等入居支援事業助成金交付要綱(平成23年1月31日訓令第1号)、田子町若者定住・移住促進住宅料助成金支給事業交付要綱(平成28年4月1日訓令第7号)、平成29年度田子町若者定住・移住促進住宅料助成金支給事業交付要綱(平成29年4月1日訓令第4号)及び平成30年度田子町若者定住・移住促進住宅料助成金支給事業交付要綱(平成30年4月1日訓令第4号)の規定により認定を受け現に助成を受けている者に

については、この要綱の規定による認定者とみなし、その後の手続きはこの要綱の規定を準用する。

- 3 平成30年度田子町若者定住・移住促進住宅料助成金支給事業交付要綱(平成30年4月1日訓令第4号)は廃止する。